

長後4区自治会ホームページ運営方針

1. (設置目的)

- ①時代の情報化に合わせて情報ネットワークを活用し、会員の交流・親睦を図る自治会の広報活動のために、自治会専用のホームページ（以下HP）を設置します。
- ②その効率的かつ適正な運用を図る上で必要な管理、情報収集方法、編集、個人情報の取り扱いなどの基本事項について定めます。

2. (HP委員会の構成)

- ①円滑な運用を図るため、自治会長が委任した若干名で「HP委員会」を構成します。
- ②委員会はこの規程に沿ってHPの作成に当たります。
- ③委員長は委員会の合議を経てHPの作成計画を作り、自治会長の承認を得て本規程に基づき編集を行います。

3. (記事・写真の掲載、更新)

- ①HPは閲覧者の視点を考慮して作成します。
- ②HPの記事・写真等の掲載は、自治会の事業計画に基づいた掲載スケジュールで行います。
- ③HP掲載記事は自治会の発行する回覧板の補助的役割を担います。
- ④関係する部署の発案による新たな記事は、HP委員会で検討し自治会長の承認を得て掲載します。その場合、記事の内容について一部修正、及び改廃を施す事があります。
- ⑤記事、写真の掲載は1年間とします。
- ⑥ネット上のセキュリティの確保について十分配慮します。

4. (掲載順守事項)

- ①法律、条例等、公序良俗に反することは、掲載しないことにします。
- ②著作権に関わる事項や写真、映像の掲載は、本人の承認を得て行います。
- ③個人や団体の誹謗中傷、及び宣伝となるもの、営利を目的としたものは掲載しません。
- ④自治会の名誉を毀損し、又は信用を損なうものは掲載しません。
- ⑤政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のものは掲載しません。

5. (個人情報の保護)

- ①役員、組長その他自治会の役職としての氏名の掲載は可とし、姓と組名の表記に留まるものとします。
- ②個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢は掲載しません。
- ③個人を特定できる顔写真は、本人の了承を得られた場合や自治会活動報告上のスナップ写真等を除き掲載しません。

但し、個人を紹介するのが目的のものはその限りではありません。(例；役員の退任に伴う表彰など)

- ④その他、個人の情報に関する内容は掲載しません。(家の位置がわかる地図など)

6. (外部リンクへの対応)

- ①外部リンクは最初に概ね決定し、追加に関しては自治会長の承認を得て行います。
- ②4. (掲載順守事項)の①、③、⑤に該当するもの、非常識と判断されるもの、及び個人のウェブサイトへのリンクは対応しません。
- ③リンク先のルールに則ってリンクします。

7. (ログイン・パスワードの管理)

- ①HPのログイン・パスワードは第三者に漏らしてはいけません。また、委員会からの退会者が出た場合は、速やかにログイン・パスワードを変更します。

8. (問い合わせ等への対応)

- ①内容に関する会員からの問合せ等は、HP委員会の合議を経たうえで自治会長の承認を得て対処します。

9. (規格外事項及び、改廃)

- ①規定外事項は、HP委員会の承認を得て定めます。
- ②運営方針の改廃は、総会の議決を経て行います。

10. (附則)

- ①平成29年4月1日に制定。